

消防団の部長や班長の勧誘を受けて入団を決意

第3分団第3部 部長
としのぶ
宮舘 稔延さん
(平成19年入団)



消防団活動をしていると自分が思っているよりも地区の方々が消防団を頼りにしているんだなと感じます。また行事に参加すると同級生に会えたり、年齢を超えて繋がりが増えました。

転職を機に地元へ不安もあったが、友人と2人で入団を決意

第1分団第5部 団員
だいち
千田 大地さん
(平成31年入団)



消防団員として有事の時の出勤だけでなく、地域の行事などにも参加していて、地元にも貢献できていると思います。また、子どもが消防団の活動や消防車などを見るのが好きで、子どもとの時間の一部になっています。

自分の意思を尊重して勧誘活動をしてくれた団員に信頼を感じて入団



第4分団第3部 団員
ゆうき
千田 裕喜さん
(平成29年入団)

火事などの災害から、家族や地元を自分の手で守り被害の拡大を防ぐ活動が出来るのが最大のメリットです。幅広い年齢層で構成された組織のため、時にはジェネレーションギャップも感じますが、社会人として成長させてもらえる場としても魅力的です。

ふだんは美容室経営と農業の二刀流！地域とより深く関わりが持てるきっかけに



第2分団第3部 団員
みちこ
阿部 路子さん
(令和5年入団)

女性目線で多様化する生活に柔軟に対応する消防団活動をすることにより、地域の安全や安心な生活に貢献していければと思っています。今後は消防に関する技術等を学び、それらを生かしつつ活動をしていきたいです。

草焼きによる火災に注意

草焼きなどの野外焼却は、県の条例により原則禁止されています。落ち葉、その他の軽微な焼却や農林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却は例外となりますが、やむを得ず野外焼却をする場合は次の注意事項を守り、火災を発生させないようにしましょう。

＜野外焼却の注意事項＞

- ▶ 乾燥・強風時は絶対に野外焼却をしない
- ▶ 建物や燃えやすい物のそばで野外焼却をしない
- ▶ 野外焼却をしている間は、その場から離れない
- ▶ 消火用具（スコップ、水の入ったバケツ等）を準備する

＜野外焼却をするときは＞

火入れ・たき火を行う前に、必ず最寄りの消防署・分署へ届出してください。
奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例第45条の規定により、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等は届出をしなければなりません。
詳細は、水沢消防署金ケ崎分署（☎44-2442）に問い合わせください。

消防団員募集

あなたの勇気で
救える命があります
一緒に消防団で
金ケ崎を守りませんか

町消防団の活動は、火災や災害時の活動はもとより、地域コミュニティを維持するためのさまざまな場面で必要不可欠な存在です。
消防団員はそれぞれ仕事を持っているため、全ての活動に参加することは難しいですが、出来る時に出来る活動に取り組んでいます。
町内に居住または勤務する18歳以上の心身ともに健康な人であれば、どなたでも入団できます。消防団に興味のある人はお気軽に問い合わせください。 團 生活環境課（内線2134）



詳細はこちら